

共同デスク 10号 (2018年3月9日)

東京国公だより 18号

関ブロニュース 19号

【電話】 03-3501-6973

【FAX】 03-3500-4391

【Eメール】

office@tk-kokko.org

URL: <http://tk-kokko.org/>

国公職場こそ最悪の「働かされ方」

長時間残業、残業代不払い、「?裁量なき裁量労働」

だから働き方改悪法制 **NO!**

官民の共同と国民との連帯で、安倍暴走政権の「高度プロフェッショナル制度」という名の「残業代ゼロ」法案、「定額働かせ放題」(裁量労働) **NO!**

「定額働かせ放題」(裁量労働) **NO!**

安倍暴走政権下で進められようとしている、裁量労働という名の「定額働かせ法案」は、ずさんな、いや、ねつ造ともいえる労働時間調査データが国会の場で暴かれ、裁量労働制拡大については、「労働法制改革一括法案」からいったん削除に追い込まれました。この春闘期大いに奮闘して「裁量労働拡大法案」は断念させましょう！ 同時に「高度プロフェッショナル制度」と称する「残業代ゼロ」法案も断念させる運動が求められます。ところで、「働かせ方」という点では国公の職場こそブラックです。36協定すら結べない中で、「青天井」ともいえる残業実態もあり、毎年春闘期の霞ヶ関残業アンケート調査結果でも41.2%が「不払い残業あり」(2017年のアンケート結果)と答えています。

安倍暴走政権下での労働法制大改悪に歯止めをかけて、国公の職場をまずは健康で家族と団らんがもてる職場にしましょう！



3・7 中央総行動



⇒ 雨の中 3/5 厚労省



神奈川県国公発

神奈川県国公が行政無料相談、宣伝（マイク宣伝、パネル展示、DVD上映）、署名

日時 2018年3月10日10時から16時

場所 横浜駅東口地下そごう前都市プラザ

神奈川県国公は、「国民の権利と安心・安全をまもる運動」の具体化として、街頭での行政相談、宣伝行動を終日実施します。一日の行動としては最大級の規模と内容です。首都圏の各県国公の方々に、可能な方は、是非激励も兼ねてこの行動にご参加下さい。

**仕事量に裁量などない裁量労働制
今一度、裁量労働制を考えましょう**

今社会的にも大きな争点となっているのが裁量労働制の問題です。「出勤時間は自由、仕事

はあなたの裁量で」などの甘い言葉にまだ若干の幻想があるのが実態です。ネット上でも甘い誘いに乗

った意見も見られます。まさに「**気をつけよう甘い言葉と暗い道**」です。この問題の根本問題は

「裁量」というても基本的仕事内容や仕事量に裁量などありません。仕事の進め方や時間配分に裁量があるだけです。こ

さえ押さえていけば、甘い言葉に幻惑されることはありません。

そもそも仕事量が適切なら長時間労働、まして過労死など起きるはずがありません。

**裁量労働制
ってどんな
制度？**

労働基準法では、1日8時間、週40時間を超えて

働かせてはならないとし、これを超えて働かせるときは、残業時間の協定（いわゆる3・6協定）を結んでおいて、残業代を払わなければなりません。仕事の進め方などは使用者の指揮命令に従わなければなりません。

これに対して裁量労働制は、仕事の進め方を労働者の「裁量に委ねる」必要があると認められる業務





に限って、使用者が出退勤時間などで「具体的な指示をしない」などを要件に例外的な働き方として、1987年に導入されました。

みなし労働時間

労働時間は、実際に働いた時間ではなく、あらかじめ労使が協定した時間を働いた時間とみなします（みなし労働時間）。労使協定で「8時間」と決めれば、実際は10時間働いても8時間とみなし、2時間の残業代は出ません。労

働組合は「定額働かせ放題」と批判してきました。

ただし、裁量労働制でも、休憩は与えなければなりません。休日労働の規制も残りますし、深夜労働の割増賃金もなくなりません。

裁量労働制の

方が労働時間

が長い（労働政

策研究・研修機

構の調査―2

014年）

安倍首相は、「効率よく働けば早い帰宅も可能」などとアピールしますが、仕事量などは使用者が定められているのが実態です。労働政策研究・研修機構

の調査（2014年）によると、1カ月の平均労働時間が、専門型203・8時間、企画業務型194・4

時間にに対し、一般労働者は186・7時間で裁量労働が長くなっています。

2種類のタイ

プがあります

裁量労働制は2種類のタイプがあり、最初に導入されたのが「専門業務型」

で、2000年から「企画業務型」が導入されました。

専門業務型は、新商品の研究開発、情報システムの分析・設計、マスコミの取材・編集など19業務が省令で定められています。

企画業務型は、企業の中枢部門で企画、立案、調査、分析の業務が対象です。不適切な運営を防ぐためとして労使委員会をつくり、

対象業務などについて5分の4以上の決議が必要とされています。

裁量労働制で働く労働者の割合は、専門業務型1・2%、企画業務型0・3%だとしています（厚生労働省調査、13年）。これは推計であり正確な実態は把握されていません。企画業務型（東京労働局管内）は、06年の493件から15年に741件に1・5

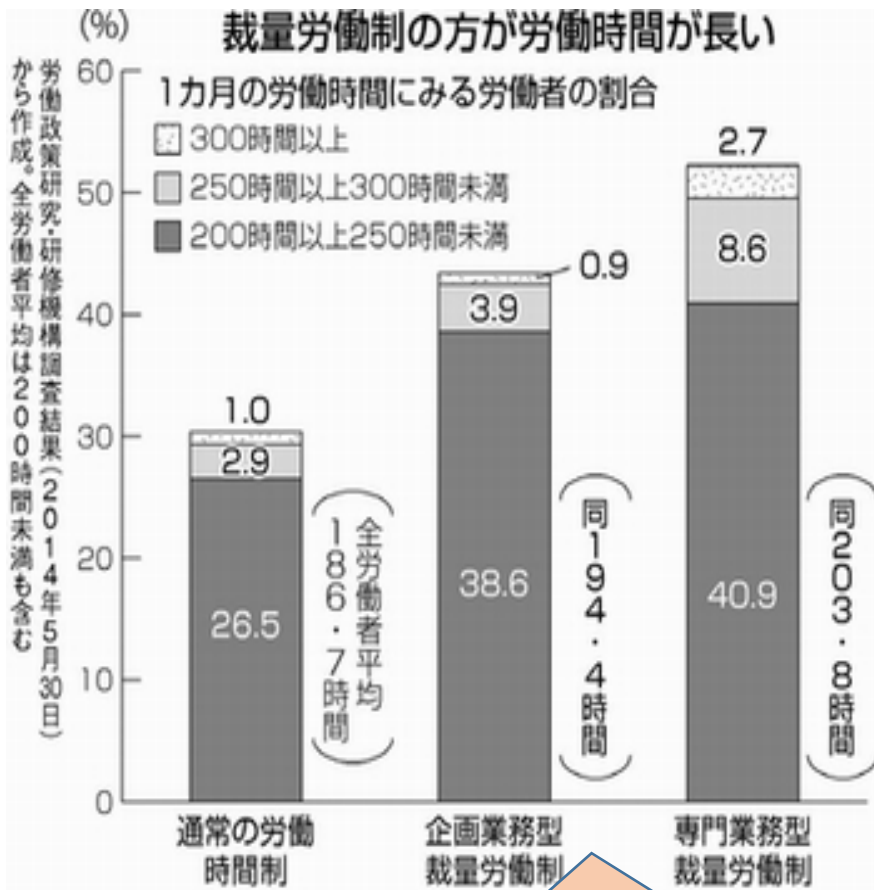
倍に増加しています。仕事を労働者の裁量に任せるのが原則なのに、「一律の出退勤時刻がある」は、専門業務型で42・3%、企画業務型で50・9%（同機構調べ）。ほぼ半数がタイムカードなどで労働時間申告が義務付けられるなど厳しく時間管理されており、出退勤時間や労働時間配分にすら「裁量」などないのが実態があります。



これが裁量労働か～

違法行為が横行

裁量労働制をめぐる違法・脱法行為が横行しています。損保ジャパン日本興亜では、導入が認め



上記の表は日本共産党機関紙赤旗より転載しました。

られていない支店や支社の一般営業職にまで導入。職員1万9千人のうち6374人が対象とされ、昨年4〜8月の残業は、月20時間の「みなし残業時間」の2倍もありました。

長時間労働による過労自殺も。大手機械メーカーのコマツで専門業務型の対象にされた34歳の男性社員が1日10〜19時間の長時間労働でうつ病を発症し、1999年12月に自殺しています。(2002年に労災認定)

ところが安倍政権はねつ造した労働時間データを使って「裁量労働より一般労働者のほうが労働時間が長い」とアピールし、裁量労働の拡大を押し付けようとしています。

政府案では、企画業務型の裁量労働に

「課題解決型提案営業」と「実施状況の評価を行う業務」を加えます。

「提案営業」とは、過労自殺した電通社員の高橋まつりさんが担当していた業務です。商品などを売るだけでなく顧客の要望に沿う提案を行う業務です。営業職の多くはこうした提案営業の側面を抱えており、これが加わると裁量労働者が飛躍的に増加します。

「無法」の温床になりやすい

長時間労働、残業の問題は官民を問わず深刻な問題です。

とりわけ**国家公務員**職場は今こそ総点検が必要です。それは**第1**に**国公職場**では**36協定**すら結べない。**第2**に**定員削減**の中で**一人一人の業務量が膨大**になっている。手を抜くと**行政が滞り国民に生活に大きな影響を与える**ので**業務を完遂**させなければならぬ。**第3**には**残業手当が予算で縛られる**。実際霞ヶ関**残業アンケート**でも**40%が「不払い残業あり」と答えている**。

損保ジャパン日本興亜のような脱法的やり方を合法化するもので長時間労働に拍車をかけることは必至です。

職場総点検を！とりわけ国公の職場は

18 春闘も官民の共同で真の働き方改革を実現しましょう！